

特定非営利活動法人 IKUNO・多文化ふらっと 倫理規程

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 特定非営利活動法人 IKUNO・多文化ふらっと（以下当法人と言う）は、その設立目的に従い、他のモデルとなる使命を認識し、事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第3条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第4条 当法人は、関連法令、定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 当法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第6条 当法人は、利益相反を防止するとともに、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

2 当法人は、総会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する会員又は理事を除いて行わなければならない。

3 当法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に別紙に掲げる「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容確認を徹底し、迅速な発見及び必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものとする。

他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えないものとする。

3 理事会は、毎事業年度に3か月に1回、開催する。

(情報開示及び説明責任)

第8条 当法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 当法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(規程遵守の確保)

第10条 当法人は、必要あるときは、総会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(公益通報)

第11条 当法人は、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及び法人に対する社会信頼の確保のため、内部通報制度を設け、適正に運用することとする。

2 内部通報窓口は、休眠預金等指定活用団体 日本民間公益活動連携機構のヘルプライン窓口の外部機関を利用することとする。

3 当法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならないこととする。

(改 廃) 第12条 この規程の改廃は、理事会の決議の決議を経て行う。

附 則 この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 2023年7月29日、一部条文の追加変更、施行。

変更 第6条2項3項(利益相反等の防止及び開示) 第7条(特別の利益を与える行為の禁止)

追加 別紙

(別紙)

- 1 当法人からの支援を受ける可能性のある団体、又はこれらの団体になり得る団体等（以下「支援対象団体等」という。）の役員又はこれに準ずるものに就くこと。
- 2 支援対象団体等又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、支援対象団体等又は助成対象団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- 3 支援対象団体等又は支援対象団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 4 支援対象団体等又は支援対象団体等役職員から供応接待を受けること。
- 5 支援対象団体等役職員と共に旅行（当法人の業務に関連する場合を除く。）をすること。
- 6 支援対象団体等又は助成対象団体等役職員をして、第三者に対し前 2 号から 5 号に掲げる行為をさせること。